

2011 年 JMRC 北海道ダートトライアルシリーズ統一規則

公示

本競技会は、社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠した JAF 国内競技規則と付則、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード行事競技開催規定、本規則および各競技会特別規則に従い準国内競技又は地方競技【クローズド競技併催】として開催される。

第 1 条 シリーズ

JMRC 北海道のダートトライアルシリーズは以下の 2 シリーズとする。

- ・JMRC 北海道ダートトライアルチャンピオンシリーズ
(JAF 北海道ダートトライアル選手権と併催)
- ・JMRC 北海道ダートトライアルジュニアシリーズ

第 2 条 開催日程及び競技会の名称

※ 付則へ記載

第 3 条 競技種目

ダートトライアル

第 4 条 競技格式

JAF 公認:準国内競技・地方競技【クローズド競技併設】

第 5 条 開催場所

※ 付則へ記載

第 6 条 オーガナイザー

※ 付則へ記載

第 7 条 大会審査委員会

JMRC 北海道派遣の 1 名を含む 2 名以上で構成される。
各特別規則書に記載

第 8 条 大会役員

各特別規則書に記載

第 9 条 公式通知

本規則に記載していない競技運営に関する実施細則および指示は公式通知により通知される。

第 10 条 参加車両

1) PN 部門

PN 部門に参加する車両は、下記 1) あるいは 2) に定める要件を満たした FIA 公認車両、JAF 公認車両または JAF 登録車両で、当該年度 JAF 国内競技車両規則（以下「車両規則という。」）第 3 編スピード車両規則に定めるスピード PN 車両（PN 車両）に適合したものとする。

- a) FIA または JAF 公認車両であり、同一車両型式の最も古い公認発効年が選手権年度の 5 年前の 1 月 1 日以降の車両。
- b) JAF 登録車両であり、同一車両型式の最も古い JAF 登録年が選手権年度の 5 年前の 1 月 1 日以降の車両。
- c) 当該車両が FIA 公認車両、JAF 公認車両または JAF 登録車両として資格を重複して有する場合は、同一車両型式の公認発効年または JAF 登録年の最も古い年から起算して、上記 1) あるいは 2) に定める年数による資格を決定する。

2) N 部門

N 部門に参加する車両は、FIA 公認車両、JAF 公認車両又は JAF 登録車両で、当該年度 JAF 国内競技車両規則(以下車両規則という)第 3 編スピード車両規定に定めるスピード N 車両(N 車両)に適合したものとする。

3) SA 部門

SA 部門に参加する車両は、当該年度車両規則第 3 編スピード車両規定に定めるスピード SA 車両(SA 車両)に適合したものとする。

4) SC 部門

SC 部門に参加する車両は、FIA 公認車両、JAF 公認車両または JAF 登録車両で、当該年度車両規則第 3 編スピード車両規定に定めるスピード SC 車両(SC 車両)に適合したものとする。

5) D 部門

D 部門に参加する車両は、当該年度車両規則第 3 編スピード車両規定に定めるスピード D 車両(D 車両)に適合したものとする。

6) B 部門

B 部門に参加する車両は、当該年度車両規則第 3 編スピード車両規定に定めるスピード B 車両(B 車両)に適合したものとする。

7) AE 部門

AE 部門に参加する車両は、当該年度車両規則第 3 編スピード車両規定に定めるスピード AE 車両（電気モーター、又は電気モーターとエンジンを併用して動力とする車両）に適合したものと
する。

第 11 条 競技クラス区分

JMRC 北海道ダートトライアルチャンピオンシリーズ

スピード AE 車両部門

AE クラス 電気モーター、又は電気モーターとエンジンを併用して動力とする AE 車両

スピード H1.5+PN 車両部門

H1.5+PN 1 クラス 気筒容積 1,500cc 以下の 2 輪駆動の N、B、SA 車両及び、気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両

スピード N 車両部門

N1 クラス 2 輪駆動の N 車両

N2 クラス 気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N 車両

スピード SA 車両部門

SA1 クラス 2 輪駆動の SA 車両

スピード N-SA 車両部門

N-SA2 クラス 気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両及び、4 輪駆動の SA 車両

スピード SC 車両部門

SC1 クラス 2 輪駆動の SC 車両

SC2 クラス 気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の SC 車両

SC3 クラス 気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動 SC 車両

スピード D 車両部門

クラス区分無し

レディース部門

L-1 クラス 気筒容積 2500cc 以下の N、B、SA 車両

L-2 クラス 気筒容積 2500cc を超える N、B、SA 車両

JMRC 北海道ダートトライアルジュニアシリーズ

スピード N・B・SA 車両部門

J-1 クラス 気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N、B、SA 車両

J-2 クラス ~~気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の N、B、SA 車両~~

J-3 クラス 気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N、B、SA 車両

~~J-4 クラス 気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N、B、SA 車両~~

スピード SC・D 車両部門

SC・D クラス クラス区分無し

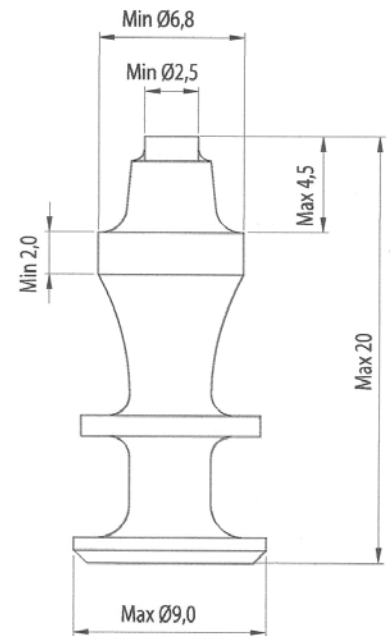
第 12 条 スタッド規定

1) カップピン仕様

- ・スタッドは市販品である事とし、一切の加工を認めない。
- ・スタッドの本数は、タイヤの外周 10cm あたり 20 本を超えてはならない。
- ・中空、または円柱状で、接地面は扁平でなければならない。
- ・フランジの最大外形は 12mm とする。
- ・長さは 18mm 以下とする。
- ・スタッドは、タイヤの外部から取り付けられていなければならない。

2) ピン仕様

- ・スタッドは中実、円筒状、平らな切断面でなければならない。
- ・すべての切断面は、真円でなければならない。
- ・いかなる部分でも、管状であってはならない。
- ・スタッドの胴体は均質でなければならない、どうあっても管状や穴状ではならない。
- ・フランジの最大外形は 9mm とする。
- ・金属コアの最小外形は 2.5mm とし、円筒状で均質で平らな切断面でなければならない。
- ・長さは 20mm 以下とする。
- ・重さは 4g 以下とする。
- ・スタッドは、タイヤの外部から取り付けられていなければならない。
- ・スタッドの本数は、タイヤの外周 10cm あたり 20 本を超えてはならない。



第 13 条 参加資格

- 1) 当該年度有効な JAF 競技運転許可証所持者とする。
- 2) 満 20 歳未満の競技運転者は、参加申し込みの際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- ~~3) 前年度の JMRC 北海道ダートトライアルチャンピオンシリーズで 1~3 位に入賞したドライバーはジュニアシリーズへの参加はいずれのクラスに於いても不可とする。但しレディースクラスは除く。~~
- 3) JMRC 北海道の互助会に加入する事を強く推奨する。

第 14 条 参加申込

- 1) 各シリーズの参加台数は原則として制限しない。
- 2) 同一運転者は 1 つの競技会で 1 つのクラスのみ参加できる
- 3) 同一車両による重複参加は 2 名まで認められる。但し、ジュニアシリーズは制限しない。
- 4) 参加受付期間は競技会開催日の 14 日前から 7 日前までとする。参加申込書に参加料を添えて持参または現金書留にて郵送のこと。(※特別規則書で認めた場合、振込にて参加料の支払いができる。)
- 5) オーガナイザーは国内競技規則 4-19 に従って、参加申し込みを拒否することができる。その場合は参加申込者に参加料は返還され速やかに通知する。
- 6) 正式参加申込後の車両交換は、申込締切日までに文書で事務局に申告しなければならない。
- 7) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。また、車両変更は、同一部門同一クラスであること。車両変更

申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

- ~~8) 大会事務局に於いて、参加車両と参加者の正式参加の受理を決定し、参加者に正式受理書で通知する。~~
- 8) 受理書の発行は原則しないが、不受理とした場合速やかに不受理を通知する。その他の通知方法等各大会特別規則書に掲載される。
- 9) 受付期間終了後、速やかに参加者リストを公表する。(JMRC北海道ホームページ等)
- 10) 正式参加受理後の参加料及び申込の書類は返還しない。
- 11) 参加申込にはJMRC北海道の「スピード行事参加申込書」を使用し、もれなく記入し申し込むこと。
参加申込書類に不備がある場合には、参加申込の正式受理を保留する。

第 15 条 参加料

各特別規則書に記載

- 1) JMRC 北海道に加盟するクラブ・団体の構成員（競技運転者許可証に押印されたクラブ登録印により確認）の参加料は、非構成員の参加料より 1 名につき 3,000 円を割り引いた金額とする。
- 2) JMRC 北海道互助会会員（加入証等により確認）の参加料は、非会員の参加料より 1,000 円を割り引いた金額とする。
- 3) エントリー料金は次の場合、所定の手数料を差し引いて全額返還される。
 - a. エントリーが受理されなかった場合。
 - b. 大会が開催されなかった場合。

第 16 条 競技のタイムスケジュール

各特別規則書に記載

第 17 条 参加者及び競技運転者の遵守事項

- 1) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について JMRC 北海道、主催者ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、当該シリーズに係る全ての者に対して全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。
- 5) ドライバーは、ドライバーズブリーフィングの開始から終了まで出席していなければならない。

第 18 条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。

- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査をうけること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査前までにオーガナイザーが指示した場所に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし(コース走行中または走行のための移動を除く)、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) パドック待機中の競技車輛はタイヤ交換、プラグ交換、V ベルト交換(調整)の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
- 12) 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第 19 条 競技上のペナルティー

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに 5 秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー 1 個につき 5 秒を加算する。
- 5) 4 輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
- 6) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 7) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 8) コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第 20 条 信号表示

スタート旗	競技スタートの信号 国旗またはクラブ旗を用いる
黄旗	真横または真上に制止して提示 パイロン移動、転倒、脱輪
黒旗	ミスコース
赤旗	危険有り 直ちに停止せよ
緑旗	コースがクリアされた

第 21 条 コースの慣熟

参加者のための慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行う。

第 22 条 競技運転者の装備

- 1) チャンピオンシリーズの参加者は、競技中は、レーシングスーツ、又はラリースーツ、レーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務づける。
- 2) ジュニアシリーズの参加者は、競技中は、長袖、長ズボン等全身を覆うものを着用(レーシングスーツ、又はラリースーツの着用を推奨する)及びレーシンググローブ、ヘルメットの着用を義務づける。

第 23 条 順位の決定

順位の決定は、日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に準じる。

第 24 条 棄権

参加者が競技途中で棄権する場合また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて大会事務局に申し出なければならない。

第 25 条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第 12 条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 6) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。

7) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後 30 分以内に提出しなければならない。

第 26 条 賞典

チャンピオンシリーズ各クラス 各クラス台数に応じて賞典を授与する。

ジュニアシリーズ各クラス 各クラス台数に応じて賞典を授与する。

※但し対象者数は当該クラス参加申込者の 30%を超えないものとする

第 27 条 シリーズポイント

- 1) 各シリーズ各クラス 3 戦以上の開催でシリーズ成立とする。
- 2) 各シリーズ各クラスについて参加申し込みが 3 台に満たない場合はそのクラスの得点は与えられない。
- 3) JMRC 北海道ダートトライアルシリーズポイント対象者は、JMRC 北海道に加盟するクラブ団体の構成員であり、かつ JMRC 北海道互助会加入者とする。
- 4) 各シリーズ各クラス毎に競技結果成績に基づき下記の得点を与える。

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

第 28 条 得点保持者の認定

- 1) 得点合計の対象は、シリーズとして成立した当該クラスの競技会の 70%(少数点以下四捨五入)とし、高得点順に合計する。ただし、開催された当該シリーズクラスの競技会の合計数が 5 競技会に満たない場合は、開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
- 2) 複数の競技者が同一ポイントを得た場合は、下記に従い順位を決定する。
 - a. 有効得点(シリーズとして成立した当該クラスの競技会の 70%(少数点以下四捨五入))の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
 - b. 上記 a. の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全てのポイントのうち、高ポイントを得た回数の多い順に順位を認定する。

第 29 条 シリーズ表彰

各シリーズの各クラス年間シリーズ 6 位迄を表彰する。但し、当該年度当該クラスに 3 回以上参加することを条件とする。

第 30 条 タイトル申請料金

JMRC 北海道ダートトライアルシリーズの開催を予定するクラブ・団体は指定の期日までにシリーズ申請書により JMRC 北海道(事務局)に申し込まなければならない。また、その申請が運営委員会により承認された場合は、その年度の末日までに各シリーズ毎にタイトル料金 10,000 円を JMRC 北海道(事務局)に納入しなければならない。

ただし、納期限後に納入する場合は、納期限の翌日から一月毎(各月 1 日～末日)にタイトル料金額の一割に相当する額を延滞に対する事務手数料としてタイトル料金に加算して納入するものとする。

なお、競技会開催日の前日までに納入無き場合は、当該クラブ・団体の次年度のシリーズ戦開催は認めない。

第 31 条 シリーズ分担金

JMRC 北海道ダートトライアルシリーズを開催するクラブ・団体は、各シリーズ毎に参加台数 1 台につき 1,500 円をシリーズ分担金として競技会終了後 30 日以内に JMRC 北海道(事務局)に納入しなければならない。

なお、納期限までに納入無き場合は、当該クラブ・団体の次年度のシリーズ戦承認を保留する。

第 32 条 参加申し込みおよび問合せ先

※ 付則へ記載

第 33 条 その他

- 1) 本規則書に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則、国際モータースポーツ競技規則並びに各競技会特別規則に従って開催される。
- 2) 大会中に本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、当該競技会審査委員会が決定する。

第 34 条 本規則の施行

本規則は 2011 年 1 月 1 日より施行する。

JMRC 北海道ダートトライアルシリーズ統一規則 — 付則 —

第 2 条 開催日程及び競技会の名称

- ・ JMRC 北海道ダートトライアルチャンピオンシリーズ
- ・ JMRC 北海道ダートトライアルジュニアシリーズ

第 1 戦	1 月 22 日(土)~23 日(日)	第 33 回糠平湖水上天タイムトライアル
第 2 戦	2 月 20 日(日)	コクピット チャレンジトライアル
第 3 戦	4 月 24 日(日)	コクピット チャレンジダート
第 4 戦	5 月 15 日(日)	2011 ラナウェイ 泥苦路ポリスダートトライアル
第 5 戦	5 月 29 日(日)	第 9 回 OSC ダイナミックダート
第 6 戦	6 月 26 日(日)	チボー ダートアタック
第 7 戦	7 月 24 日(日)	AG.MSC 北海道 ダートトライアル
第 8 戦	8 月 28 日(日)	ブレイン スーパートライアル No.32
第 9 戦	9 月 11 日(日)	EZO DIRT 2011
第 10 戦	9 月 25 日(日)	2011 ARK Dynamic Trial

第 5 条 開催場所

第 1 戦

糠平湖水上天コース 河東郡上士幌町ぬかびら源泉郷

第 2 戦、第 3 戦、第 7 戦、第 9 戦、第 10 戦

新千歳モーターランドダートコース 千歳市泉沢 1719 番地

第 4 戦、第 6 戦、第 8 戦

オートスポーツランドスナガワ 砂川市オアシス町 158 番地

第 5 戦

イーストジャパンオフロードスタジアム 河東郡上士幌町字上士幌東 17 線 163 番地

第 6 条 オーガナイザー

帯広スピリットカークラブ(Team-OSC)	第 1 戦、第 5 戦
カースポーツクラブコクピット(C.S.C.C.)	第 2 戦、第 3 戦
カークラブ・ラナウェイレジメンテーションオブサッポロ(CCR)	第 4 戦
チーム・チボー(THIBAUT)	第 6 戦
AG.メンバーズスポーツクラブ北海道(AG.MSC)	第 7 戦
オートスポーツプロジェクトブレイン(BRAIN)	第 8 戦
モータースポーツクラブエゾ(EZO)	第 9 戦
アーク・オートクラブ・オブ・スポーツ(Team ARK)	第 10 戦

第 32 条 参加申し込みおよび問合せ先

- 第 1 戦 〒080-2460 帯広市西 20 条北 2 丁目 24 番 2 カサハラエンジニアリング内
第 33 回 糠平湖 氷上タイムトライアル 大会事務局
TEL 0155-58-2208 FAX 0155-58-2278
- 第 2 戦 〒003-0876 札幌市白石区東米里 2081-89 ガレージコクピット内
コクピット チャレンジトライアル大会事務局
TEL 011-873-2072 FAX:011-873-2072
- 第 3 戦 〒003-0876 札幌市白石区東米里 2081-89 ガレージコクピット内
コクピット チャレンジダート 大会事務局
TEL 011-873-2072 FAX 011-873-2072
- 第 4 戦 〒062-0922 札幌市豊平区中の島 2 条 6 丁目 2-58 カフェドボウ内
ラナウェイ 泥苦路ポリスダートトライアル 大会事務局
TEL 011-811-8186 FAX 011-832-6567
- 第 5 戦 〒080-2460 帯広市西 20 条北 2 丁目 24 番 2 カサハラエンジニアリング内
第 9 回 OSC ダイナミックダート大会事務局
TEL 0155-58-2208 FAX 0155-58-2278
- 第 6 戦 〒003-0022 札幌市白石区南郷通 19 丁目南 4-9 (株)プランニングフォー内
チボーダートアタック大会事務局
TEL 011-864-1101 FAX:011-864-1182
- 第 7 戦 〒003-0022 札幌市白石区南郷通 19 丁目南 4-9 (株)プランニングフォー内
AG.MSC 北海道 ダートトライアル
TEL 011-864-1101 FAX 011-864-1182
- 第 8 戦 〒007-0883 札幌市東区北丘珠 3 条 1 丁目 7-3 プライス運送内
ブレインスーパートライアル No.32 大会事務局
TEL 011-783-8778 FAX 011-783-8870
- 第 9 戦 〒063-8799 札幌市西区山の手 札幌西郵便局留
EZO DIRT 2011 大会事務局
TEL 090-2817-4177 FAX 011-663-9348
- 第 10 戦 〒062-0024 札幌市豊平区月寒西 4 条 9 丁目 1-11 長谷川恵介方
ARK Dynamic Trial 大会事務局
TEL 011-855-6557 FAX 011-223-6532

2009 年度ダートトライアルシリーズシリーズ表彰者

チャンピオンシリーズ

N-1	1 位	内藤 修一	2 位	亀森 隆志	3 位	今田 恭司
N-2	1 位	宝田ケンシロー	2 位	中田 治夫	3 位	田丸 豪
SA-1	1 位	和泉 泰至	2 位	田中 光徳	3 位	井馬 隆光
N・SA-2	1 位	島部 亨	2 位	五十嵐貴右	3 位	古沢 聖樹

~~(上記、選手に於いては次年度ジュニアシリーズクラスへの参加を認めない。レディースクラスを除く。)~~

ジュニアシリーズ

J-1	1位	左近 弘道	2位	脇屋 知子	3位	古城 隆
J-2	1位	斉藤 拓	2位	安芸留美子	3位	石田 浩規
J-3	1位	佐久間健司	2位	松本真太郎	3位	中村 真一
J-4	1位	棚瀬 昌樹	2位	江藤 貴文	3位	吉野 学典

第15条の参加料の設定

1) チャンピオンシリーズ各クラス参加料	〇〇〇〇円 ()各主催者にて設定
2) チャンピオンレディース参加料	〇〇〇〇円 ()各主催者にて設定
3) ジュニアシリーズ各クラス参加料	〇〇〇〇円 ()各主催者にて設定
4) クローズド部門クラス (ビギナー)	〇〇〇〇円 ()各主催者にて設定
5) クローズド部門(道学連クラス)	〇〇〇〇円 ()各主催者にて設定
6) ※その他のクラス	〇〇〇〇円 ()各主催者にて設定

()内の料金チャンピオン/ジュニアシリーズは JMRC 北海道加盟のクラブ・団体の非構成員及び互助会未加入者の参加料金でクローズド部門は互助会未加入者の参加料になります。

参加料の設定詳細

- JMRC 北海道ダートトライアルチャンピオンシリーズ及びジュニアシリーズ参加料には JMRC 北海道シリーズ分担金1500円が含まれる。
- チャンピオン/ジュニアシリーズ各クラスは JMRC 北海道加盟のクラブ・団体構成員で競技運転者許可証に捺印されたクラブ登録印により確認できることで非構成員参加料から3000円をさらに競技会当日互助会加入証等の提示により確認できることで1000円を()内参加料から差し引いた金額である。
- レディース参加料は JMRC北海道ダートトライアルチャンピオンシリーズに参加の女性が対象で b)適用後シリーズ参加料から1000円を差し引いた金額である。
- チャンピオンシリーズ各クラス・ジュニアシリーズ各クラスに参加する学生参加料は同一学校より同時申込にて3名以上1名1000円差し引き 5名以上で1名1500円差し引き 10名以上で2000円差し引いた参加料とする。ただし現役学生である旨のコピー等を添付する事。